



輸出貿易管理令等の改正および事前確認シートの改訂について

2023. 8.22 発行

輸出貿易管理令等の改正について

外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく輸出貿易管理令(輸出令)別表第3に掲げる国に**大韓民国**が追加され27ヶ国となるとともに、関連通達の改正が行われました^{※1}。これらの改正により、大韓民国向けの輸出については、キャッチオール規制^{※2}の対象から外れます。

※1 経済産業省 安全保障貿易管理 改正情報

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html#230630>

※2 リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に輸出許可申請が必要となる制度。

■政令の一部改正 令和5年7月21日施行

輸出貿易管理令

■通達の一部改正 令和5年7月21日から適用開始

- ・輸出貿易管理令の運用について
- ・外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
- ・包括許可取扱要領
- ・輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について

事前確認シートの改訂について

上記改正に伴い、**事前確認シートを改訂**しました(令和5年7月21日改訂版)。パソコン等に事前確認シートを保存されている方は、研究支援・産官学連携センターホームページ「学内の手続きについて」の“1. 事前確認シート(学内限定)”又は“5. その他関連資料 事前確認シート<Word ファイルのダウンロードはこちら>(学内限定)”から新しいシートをダウンロードし、再度保存をお願いいたします。

■学内の手続きについて

1. 事前確認シート(学内限定)

<https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/safety-attention.html#01>

5. その他関連資料

事前確認シート<Word ファイルのダウンロードはこちら>(学内限定)

<https://www.tokushima-u.ac.jp/ccr/active/ip/yusyutsukanri/safety-attention.html#05>

今後も安全保障輸出管理の徹底にご協力をよろしくお願いいたします。